

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月3日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月3日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。
続いて、決算特別委員会が開催され、総務課から令和5年度一般会計及び特別会計決算に対する総括説明を受けました。

その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について、御協議いただきました。

9月4日、5日、6日、9日には、決算特別委員会が開催され、各課の決算審査が行われました。19日にも決算特別委員会が予定されておりますので、委員の皆様には引き続きよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

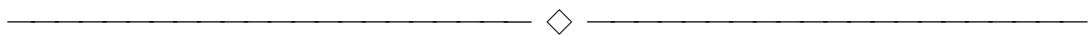
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第2 同意第5号 教育委員会委員の任命について

○議長(石山貴美夫君) 日程第2、同意第5号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第5号を採決します。

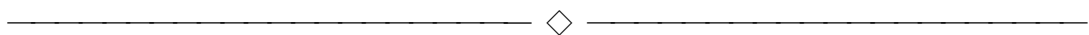
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第5号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第3 議案第37号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第3、議案第37号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 議案第37号について、質疑させていただきます。

第5章、川根本町災害弔慰金等支給審査委員会として、第16条に町長の諮問に応じて災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給に関し疑義のある事項を調査するため、途中省略しまして、川根本町災害弔慰金等支給審査委員会を置くとあります。

質疑として1つ目、この委員会は質疑が提出された場合にだけ町長が諮問し開催されるものですか。

2つ目、疑義のある事項とは具体的にどのようなものですか。

3つ目、災害が直接的に起因する場合の弔慰金、見舞金は現行条例の第5条で支給されることになると理解しておりますが、今回の条例改正で加えられた第16条はいわゆる災害関連死等を想定しているということによろしいですか。

以上3点、お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、ただいまの澤西議員の質疑に対しお答えをさせていただきます。

まず、1点目の委員会の開催に関する質疑です。

今回の委員会の開催については、災害によりお亡くなりになられた御遺族から川根本町災害弔慰金に係る受領申出書の提出があった際に、亡くなられた原因が発生した災害との相当の因果関係があるか否かを御審議いただくために、町長が委員会に諮問し開催するものとなります。

2点目の議員の関係の質疑です。

ただいま申し上げましたとおり、亡くなられた原因が発生した災害との相当の因果関係があるか否かが疑義となり、審議いただくこととなります。

3番目の追加した第16条については、いわゆる災害関連死を想定していることかとの質疑でございます。

議員がおっしゃるとおり、災害関連死を想定したものとなります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第38号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第4、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 議案第38号について、質疑します。

この資格証明書は、期限が最長5年といわれていますけれども、当町でも5年にする予定でしょうか。その後は、どのようになるのか、また再発行するのかお聞きします。

2番目に、現在当町で、マイナンバーカードで医療機関にかかったときにトラブルは起こっていないかお聞きします。

○議長(石山貴美夫君) 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長(北村浩二君) 今のお話がありました、5年という期限でございますが、こちらに関しては資格確認書の有効期限のことをおっしゃっているかと思いますが、こちらにつきましては、国のほうから有効期限については5年以内とし、各被保険者が決定するというふうに定められております。

当町といいますか、静岡県においては、現行の被保険者証の有効期限に準じて運用するよという通達がございますので、現行の保険証の有効期限1年となっておりますので、当町では1年を有効期限としたいと思っております。

その後につきましては、マイナンバーカードの運用がどのようになるのかということをお聞きして、1年の期限を迎えたらまた翌年1年を継続とするというような、そういう運用になろうかと思っております。

トラブルに関する御質問でございますが、現在、当町でマイナンバーカードに関して主立ったトラブルというものは発生してございません。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まずは、原案に反対の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私は、ただいま議題となっている、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対して、反対の立場から討論します。

本案は、政府が、本年12月2日をもって現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせる、いわゆるマイナンバーカードと国民健康保険証を一体化させることを決めたのに伴って、マイナンバーカードそのものを持たない、あるいはカードへの保険証機能一体化を行わない被保険者に対して、国民健康保険の加入者であることを証明するための資格証明書の交付をすることに伴う条例改正です。

この問題をめぐっては、最新の数値でも、いわゆるマイナ保険証によって医療機関を受診した件数が1割から2割程度にとどまっていることを一つとってみても、利便性の向上やサービスの高度化といった推進のうたい文句が実現できている利用者にはほとんど認識されていないのが明らかではないでしょうか。

それどころか、マイナ保険証は紙の保険証が初診時と継続的に診療を受ける場合でも月に1回提示すれば済むところを、毎回の受付の端末にかざして暗証番号を入力するか、顔認証を受ける必要があります。利用者にとってこの煩雑さはむしろ高まってしまっているのではないのでしょうか。

その上、過去の診療記録や投薬情報なども直近の1か月はシステムに反映されず、診療に当たる医師もお薬手帳のほうが目立つと言われていたそうです。被保険者にとって面倒な上、サービスの向上もほとんど実感できないとなれば、普及や利用が進まないのは当然の成り行きと言わなければなりません。

私たちは当初からこの制度の導入には反対してきましたが、本来任意のはずのカードの取得を健康保険証の機能を一体化させることで事実上義務化させることについては、多くの国民の命や健康を言わば人質にする形でしゃにむに普及を図るもののだとして、とりわけ厳しく批判してきました。

マイナンバーカードの普及を本当に進めたいのであれば、個人情報漏えい懸念や、カードを紛失したりしたときのリスクなどに対して国民が抱く強い懸念に対して、それを一つ一つ丁寧に払拭する努力を重ね、本当に国民が便利さと安心を実感できるようにするためのシステムや制度設計の抜本的な見直しにこそ、最優先に取り組むべきではないのでしょうか。

間違っても国民が抱く懸念を無視したり、本当の意味での利便性の向上を忘れた事業の推進は許されるべきではありません。

こうした原則的な点を踏まえるなら、紙の保険証の廃止を急ぐ必要などどこにもなく、む

しろ存続を図ることこそが多くの国民の願いに応える道だと私は考えます。

現行の保険証の廃止を中止すれば、新たな証明書の発行などは不要となり、そのためのシステム改修や発行のための経費や手間の増加なども必要なくなります。国保条例の規定を改める必要があるとする本案のような条例改正も不要になるわけです。

以上、触れたような問題を合わせ考えるなら、本案のような条例改正は必要がないばかりか、町民の願いに照らせば決して行うべきではないと考えます。

よって、私は本案について本会議として認めるべきではないということを改めて申し上げ、本案に対する反対の討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

この条例の改正の目的であります、国民健康保険税保険法の一部が改正する法令が令和5年度9月9日に公布され、令和6年12月2日から施行されるため、川根本町の条例の整備を図るためのものという目的になっております。

概要の内容としては、国民保険証とマイナンバーカードの一体化に伴って条例の罰則規定、その改正についての整備をするものであり、必要な改正と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

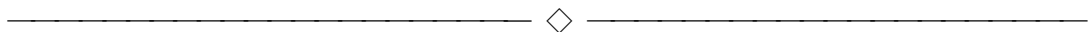
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第39号 工事請負契約の締結について（林道小河内線（3号）災害復旧工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これは、令和6年度林道小河内線3号箇所災害復旧工事に関わるものです。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 議案第39号について質疑します。

落札率が99.5%と極めて高い率ですけれども、常識的には正常な入札が行われたとは到底思えない数字ですけれども、町長はこれが正常な在り方だと考えておられるのか質問します。

それから、本件の入札で私が知る限り初めて参加業者となった原小組について、3日の全協の場で総務課長はこの業者が旧川根町内で唯一の特定建設業の許可を受けているためだという説明をされていますが、旧川根町内に所在する株式会社田崎組は特定建設業の許可を受けているのか否かをお答え願います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） まず、契約金額8,140万、契約に則って接戦の中で行われたことと思います。

それと、株式会社原小さん、田崎組さんのほうは担当課長のほうから答えさせます。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 特定建設業の関係ですけれども、こちらについては、川根本町の入札参加資格に届けのある業者さんの中で、旧川根町にある業者さんの中で届出のあったこの1社を含めて指名しました。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 株式会社田崎組に対しては、直接特定建設業の許可を受けているという事で分かっているんですけれども、その業者が入札に来なかったということですか。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 入札に来たんじゃなくて、要は町のほうの指名参加願に登録がされているかどうかという中で、今回入っていなかったという状況であります。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ただいま議題となっている議案第39号、工事請負契約の承認に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は、おとし台風15号による豪雨で被災した林道小河内線3号箇所の災害復旧工事請負契約を、8,140万で株式会社徳山建設との間で締結しようとするものです。

この入札は、去る8月27日5社の参加で実施され、株式会社徳山建設が唯一予定価格を下

回る札を入れた結果、同社と仮契約が結ばれ、ここにその承認の可否が認められているわけですが、私はこれまでこの種の議案に対して、落札率が異常というべき高い数字となっている例が多いということを繰り返し指摘してきました。事前に入札結果表を閲覧したところ、本件についても落札率が99.5%、異常な入札が実施されていたとすれば、到底考えられないような数字になってしまいました。

町長は、以前この種の問題について、予定価格はコンピューターソフトを使えば簡単に分かるといった趣旨の答弁をされています。もしそうだとするなら、今回の件について、落札業者以外は全て失格になるのを承知の上で札を入れたということになります。見方を変えれば、町はなぜそんなことをするような業者を入札に参加させたのかという点を問わざるを得ません。

くどいようですが、こうした問題は今回が初めてではありません。工事請負契約の入札においては、ほぼ例外なく繰り返されてきたといっても過言ではありません。これまで世間でよく言われる典型的な官製談合と考えるほかはありません。これを無評価に認めることは、到底許されることではないと私は考えるものです。あわせて、全協の場ではありますが、これはいいです。

これで、私の本案に対する反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

議案第39号、工事請負の契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

この工事の入札については、去る8月26日に特定建設業務の免許を持つ5業者、初めて旧川根町の業者1社が入ったわけですが、それは川根本町にある、ある業者が廃業するというような理由があって、指名競争の入札の申込みがあった業者の中から選定されている。

指名委員会に基づいて選定された業者であり、適正な入札が行われた理由ということを判断いたしまして、この契約については何ら問題がないということで、賛成の討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第39号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第 6 議案第 4 0 号 工事請負契約の締結について（林道智者山
線災害復旧工事）**

○議長（石山貴美夫君） 日程第 6、議案第 40 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これは、令和 6 年度林道智者山線災害復旧工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第 7 議案第 4 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について
（町道長松線（1 号）災害復旧工事）**

○議長（石山貴美夫君） 日程第 7、議案第 41 号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは、令和 5 年度町道長松線 1 号箇所災害復旧工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第8 議案第42号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
について**

○議長(石山貴美夫君) 日程第8、議案第42号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 議案第42号の後期高齢者医療広域連合規約の変更について、被保険者証及び資格証明書というところが資格証明書等に変更になるということで、現行の被保険者証を廃止するのをやめれば、これは必要ないのではないのでしょうか。

○議長(石山貴美夫君) 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長(北村浩二君) 現行の被保険者証が12月2日以降廃止をされますが、過去に交付をした被保険者証に有効期限が残るものがございます。そういったものも含めて、資格確認書等という表現にさせていただきまして、条文に残しているという状況となっております。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私は、ただいま議題になっている静岡県後期高齢者医療保険事業広域連合規約の一部改正について承認を求める件に対しての、反対の立場から討論を行います。

本件は、静岡県後期高齢者医療保険事業広域連合規約のうち、資格証明書及び被保険者証とあるところを、資格確認書等に改めるものです。

これは先ほど議題となった国民健康保険条例の一部改正と同様、健康保険証をマイナンバーカードに一体化させて廃止するという政府の方針に基づいて表現を改めるという内容と理解します。

本件についても、先ほどの件と同様現行の保険証を存続させさえすれば、全く無用な手続だということは明かです。そればかりか、この事業の対象となっている後期高齢者については、言わば、健康保険証の機能が一体化されたマイナンバーカードによって、医療機関の窓口でも資格確認の手続をする比率が一般の被保険者よりもはるかに低い数字となっています。これは、高齢者にとってマイナ保険証による受診が紙の保険証による受診に比べ、精神的、肉体的負担が明らかに重いことの表れと考えられます。

健康上の不調や不安を抱えた高齢者の適宜適切な受診を保障する上から、一般の医療保険に比較してもさらに一層の紙の保険証の廃止には慎重でなければならないと思います。紙の被保険者証の廃止を中止さえすれば、このような規約改正も不要となるのは明瞭で、高齢者の方々の利便性や健康の保持を最優先で考えるなら、何を差し置いても紙の被保険者証の存続をこそ図るべきです。

それを言わば、問答無用で廃止することを前提としている本案については到底賛成することができないことを申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は議案第42号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の立場で討論をいたします。

この規約の改正の目的であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年の12月2日に施行される。これは、保険証とマイナンバーカードの一体化というところでありますが、そのために後期高齢医療広域連合の規約を改正するというものであり、内容等については、保険証がなくなるということで保険証及び資格証明書を資格確認書等に改めるという内容でありますので、必要な改正と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第42号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第43号 令和6年度川根本町一般会計補正予算(第3号)

○議長(石山貴美夫君) 日程第9、議案第43号、令和6年度川根本町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 令和6年一般会計補正予算の児童手当システム改修事業ですけれども、支給対象が18歳高校生代となっていて所得制限はないということですが、説明資料の赤字で書かれていた所得制限非該当対象児童数が1人と書かれていましたけれども、その方は改正後も児童手当をもらえるということなののでしょうか。

それと、児童手当で大抵の方は支給される額が増えると思いますけれども、16歳未満の扶養控除で削減されて、実質的には所得税を多く払わされる方がおられるのではないかと思います。

それから、412の予防費の新型コロナワクチンの接種助成ですけれども、感染状況を町に聞いても町で把握していないということと言われるんですけれども、現状をどういうふうに捉えているのか伺います。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長(森下育昭君) それでは、大竹議員の質疑に対しお答えをさせていただきます。

ただいま、児童手当の関係の所得制限に関しまして、所得制限非該当対象者が児童数1人ということで記載をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、現在、所得制限によって非該当となっている方が1名いらっしゃいます。今回の改正によりまして、所得制限が撤廃されますので、その区間については児童手当が支給されることとなります。

また、税金の関係等につきましては、こちらのほうでは把握できませんのでよろしくお願い致します。

あと、コロナの感染状況等の情報なんですけど、感染状況等については町で直接把握しておりませんが、県において毎週報告をされております静岡県感染症週報によりまして、各種感染症の感染状況が把握することができるようになっております。こちらを踏まえて、状況を確認しながら対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 質疑をさせていただきます。

元北小学校解体事業の件でお聞きいたします。

当初予算で572万円の設計監理業務委託料アスベスト調査も含むと、解体工事9,950万円が計上されたが、今回の補正予算で4,646万円の解体工事費が追加された。基礎コンクリートの処分、アスベスト含有量など、その他直接工事費が約1,986万円が増加されました。総額1億4,601万円の事業費となりましたが、実施設計において追加の実施設計費用の計上には増加の分は発生しなかったのか、ありがたいことですが、設計監理業務委託そのものの信憑性が揺らぐと私は考えます。

また、特殊要素が解体工事であったのかもお聞きします。

また、ちなみに、同じ新規教職員住宅解体事業の工事費は、下長尾ですが、3,135万円に対して解体設計監理業務委託料は385万円の予算計上でした。この工事費の追加は今のところ発生しないでしょうか。

どちらも入札で決定されたと思いますが、設計変更とか含め内容をお聞きいたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 野口議員の質問にお答えします。

全協でも質問されました、今のところ入札で設計費を落としていただいて、そのうち協議をさせていただいておりますので、今のところは増額の予定は、設計費はございません。

北小のほうはそれでよろしいですか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 下長尾の教職員住宅の関係ですが、今のところ変更等の予定はございません。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 答弁ありがとうございました。

私が言うのは、ここには今ちょっと説明しなかった、解体工事というのは、特殊要素がある中で、やはり解体してみなければ分からないということもあったとは思いますが、この設計上の総事業費に対して、非常に設計上そのものがどういうふうな形でされるのかということもちょっと疑問に思うと思うんでお聞きしたんですが、やはり、昔は何%とかいろいろ聞いたことあるんですけども、実際この解体工事では何か新築とか新設とは大きく違う設

計、特に監理業務だと思うんですが、そこら辺は何か変更というか要素はあるんでしょうか、再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） おっしゃるとおり、建物を建てる時とは違うと思います。

ただ、打合せをしている中で、建築とは違う解体工事の要素、解体するときのダンプのトン数とか、そういうことは違って来るかと思えますけれども、それにつきましては、設計監理の中で協議をしまいるということで進めております。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 内容は分かりました。

ただ、私たちもこういうことになかなかお話を聞く機会がなかったものですから、今日はそういうことで質問させていただきました。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

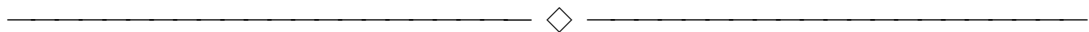
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第44号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第44号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 第44号ですけれども、説明資料の中に資格確認書の枚数が400枚と書いてありましたけれども、この400枚というのは、マイナカード保険証を持っている人も含まれているのか伺います。

それと、マイナカード保険証のない方は、紙の保険証がなくなって病院にかかれなくなるんじゃないかというふうな思いをする方もいらっしゃると思うんですけれども、それでも町民のためにいいのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） まず、最初の質問にお答えします。

まず、マイナ保険証を持っている人は含まれないかという質問でございますが、マイナ保険証を持っている方に対しては資格確認書の交付はございません。

2点目の質問について、ちょっと分からなかったものですから、もう一度確認させていただくことはお願いできますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） マイナカード保険証のない人は、紙の保険証がなくなって病院にかかれんじゃないかというふうな思いをされている方もいるのではないのかと思うんですけれども、町民のためにそれでもいいのかというふうなことをお聞きしたいと思います。

それと、最初に質問した、資格確認書がマイナカードを持っている人も含まれているということですか。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） まず、2点目の質問にお答えします。

今、現行の保険証が廃止されている方が医療を受けられない、そういう心配を受けるのではないかという御質問ですが、そういったことがないように、今回新たに資格確認書をマイナ保険証を持っていない方に交付するということで対応をさせていただきます。

最初の御質問ですが、マイナ保険証を持っている方には資格確認書の交付はございません。以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子。

私は、ただいま議題となっている議案第44号、川根本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は、本年12月2日をもって現行の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに健康

保険証としての機能を持たせる、いわゆるマイナンバーカードと国民健康保険証を一体化させるのに伴って、カードそのものを持たない、あるいはカードへの保険証機能の一体化を行わない被保険者に対して、国民健康保険の加入者であることを証明するための資格確認書を交付するための諸経費を増額補正とするものです。

先ほどの国保条例の折にも指摘したとおり、本案に計上されている諸経費は保険証の廃止をやめさえすれば全く不要なものとなります。

たとえ、今回の補正に限れば必要な財産の全額が一般会計からの繰入れで賄われていることとなるのは疑いありません。

保険証の廃止で、医療機関への窓口での手続が煩雑になり、利便性や質の向上も実感できない上に余計な利用負担まで負わされるとあっては、容認すべき余地はどこにもないのではないかと思います、本案に対する反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第44号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正予算については、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードを所有しない人及び国民健康保険証とのひもづけをしていない被保険者に対して、国民健康保険確認書を交付するための予算の計上であり、必要な予算の計上と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第11 議案第45号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第45号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

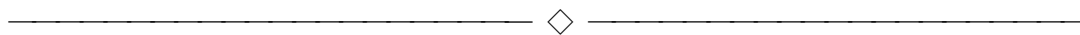
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第46号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第46号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第46号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第47号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(石山貴美夫君) 日程第13、議案第47号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第47号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議員派遣の件

○議長(石山貴美夫君) 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

————— ◆ —————

◎散 会

○議長(石山貴美夫君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月26日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時52分